【規程番号　神女院Ⅳ－003】

神戸女子大学大学院家政学研究科担当教員候補者の教育研究業績等の審査に関する内規

（目 的）

第１条 この内規は、神戸女子大学大学院学則第 28 条第 7 項に基づき、家政学研究科を担当する教員候補者の教育研究業績等の審査に関して必要な事項を定める。

（小委員会の設置）

第２条 家政学研究科委員会は、家政学研究科担当教員候補者に関する教育研究業績等の審査小委員会（以下「小委員会」という。）を組織し、担当教員候補者の教育研究業績等の審査するものとする。

（小委員会の構成）

第３条 小委員会は、各専攻から推薦された委員 1 名ずつと、投票で家政学研究科全体から選出された 1 名の、計 3 名で構成され、家政学研究科全体から選ばれた委員が小委員会委員長となる。

（小委員会の業務）

第４条 小委員会は、教員候補者の学歴、職歴、研究業績、学会および社会における活動状況等について速やかに調査し、家政学研究科の担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査する。

（非常勤講師の取扱い）

第５条 各専攻会議から議を経て推薦された非常勤講師についても、小委員会において家政学研究科の科目担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査するものとする。

（審査結果の報告および審議）

第６条 小委員会委員長は、審査結果を家政学研究科委員会に報告するものとする。

２　家政学研究科委員会は、委員会の審査結果をもとに、教員候補者の教育研究業績等が家政学研究科の担当に相応しいか審議し、学長に意見を述べるものとする。

３　前項の審議では、委員の 3 分の 2 以上が出席した家政学研究科委員会において投票を行い、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成により「合」とする。なお、投票は対象者を除く委員全員で行い、白票は「否」と見なす。学長への報告には、「合」「否」のみとし、票数は記載しない。ただし、学長が意見の聴取方法を指定した場合は、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

（内規の改廃）

第７条 この内規の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり家政学研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長会の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この内規は、平成 19 年 2 月 22 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 10 月 22 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。